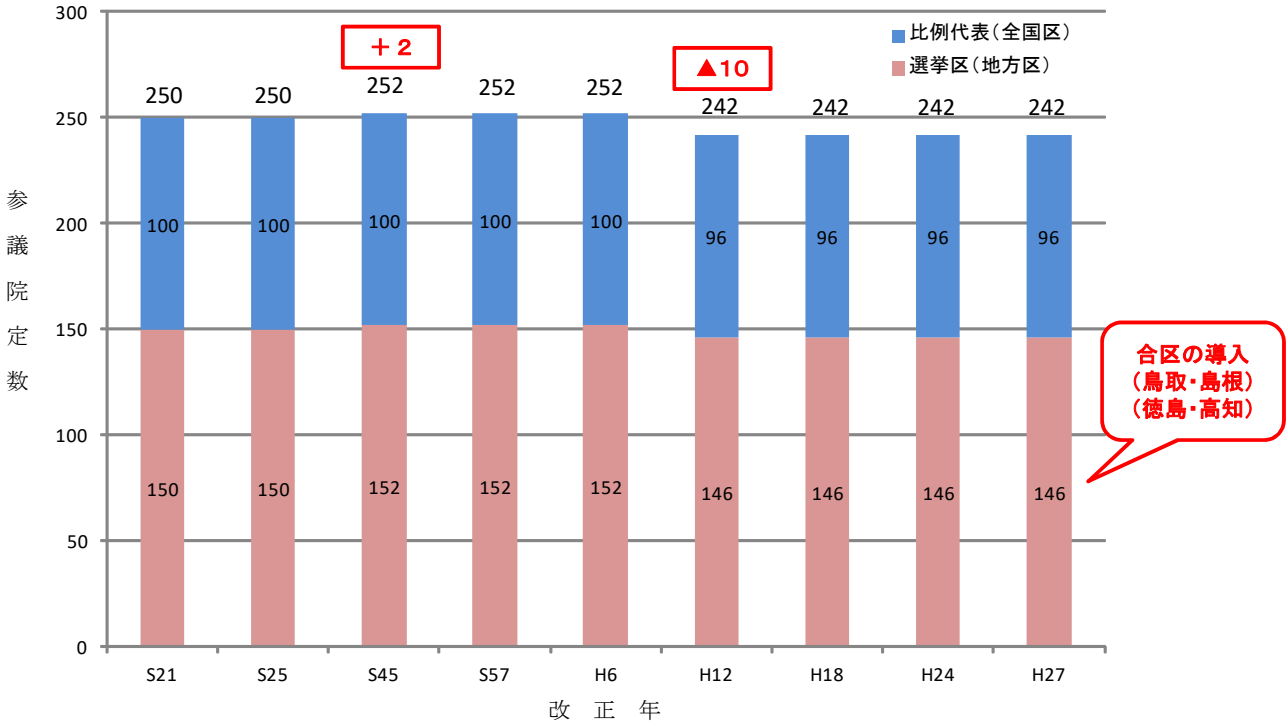


参議院議員の定数推移

- 最初の参議院議員の定数は、昭和21年に250人（地方区150人、全国区100人）と定められた。
- 昭和45年には、沖縄復帰に伴い地方区定数が増となり、合計252人となった。
- 平成12年には、定数削減（▲10人）が行われ、現在に至るまで合計242人となっている。

単位：人



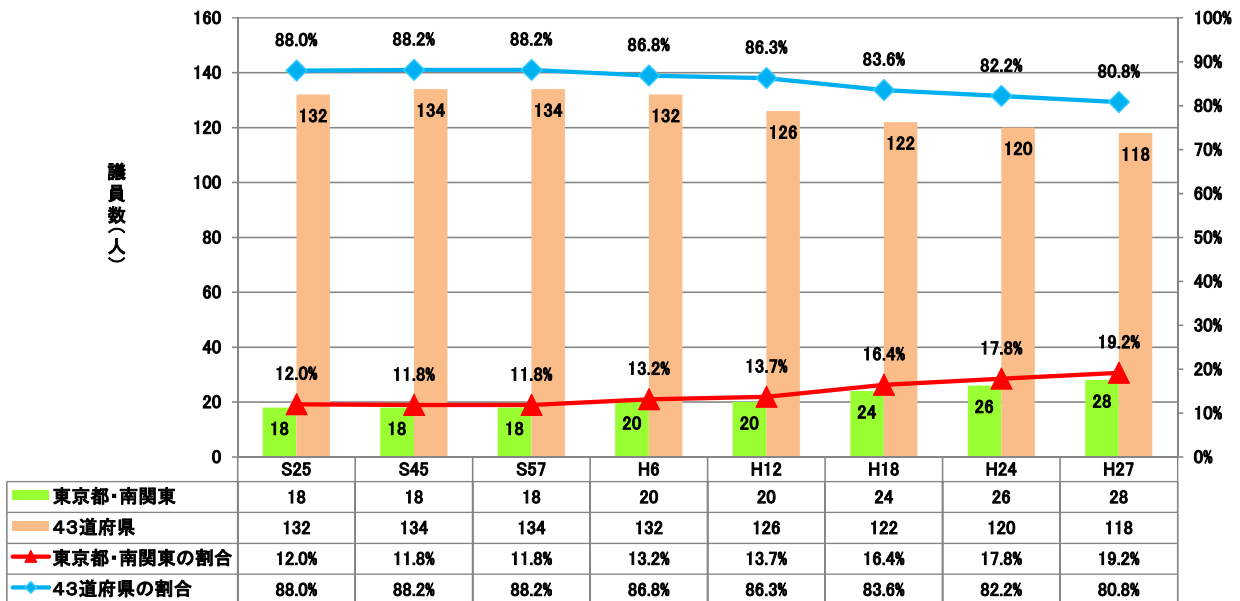
出典：参議院ホームページ及び第1回地方分権に関する研究会資料Ⅲ（全国知事会）により作成

参議院（選挙区選出）議員定数の推移

（※第1回分権研究会資料より）

- 首都圏への人口集中等により、数次に亘る議員定数の改正が実施。
- その結果、首都圏内の議員定数増が行われ、東京及び南関東ブロック選出議員比率の割合も増加。

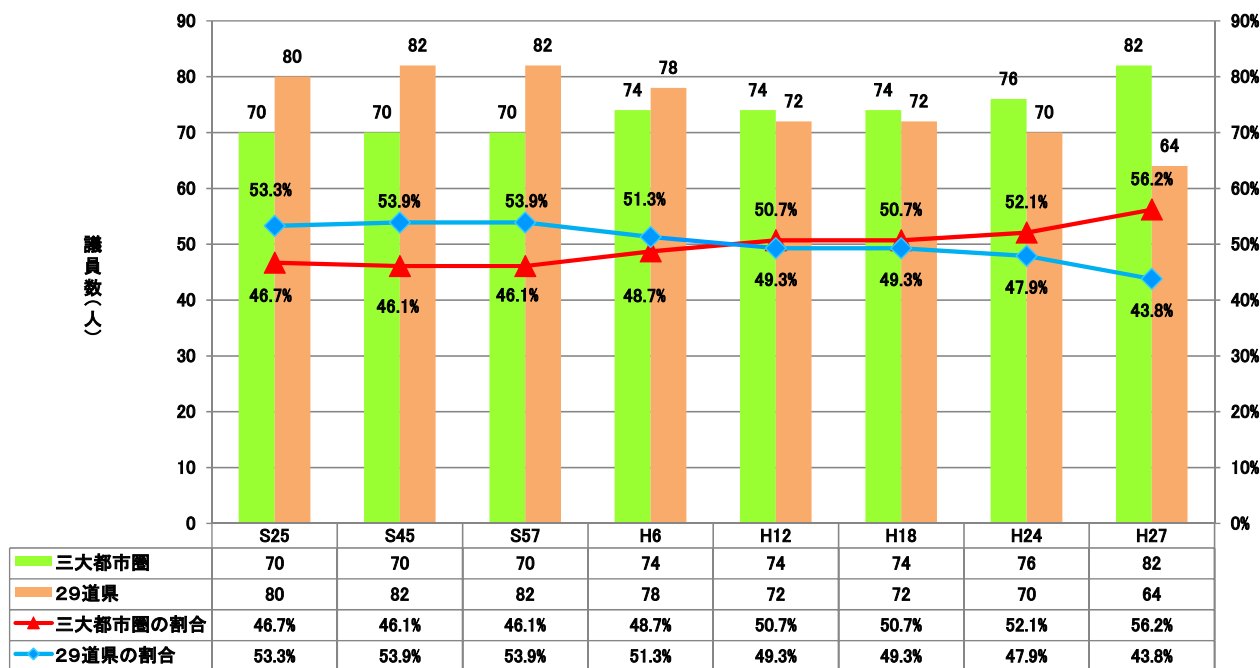
①東京・南関東と東京・南関東を除く43道府県



備考：南関東・・・千葉県、神奈川県、山梨県

- 三大都市圏への人口集中等により、数次に亘る議員定数の改正が実施。
- その結果、議員定数増が行われ、三大都市圏選出議員の比率が過半数を占めている。

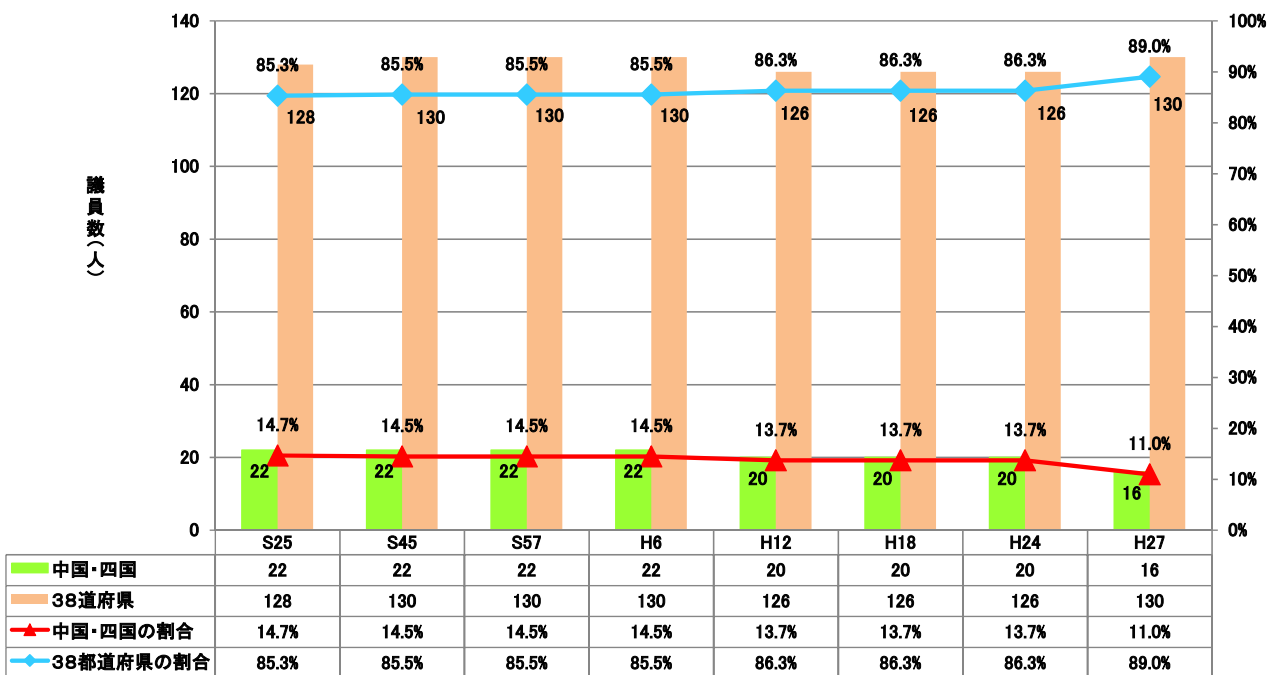
②東京・南関東・北関東・東海・近畿と三大都市圏を除く29道県



備考：南関東・・・千葉県、神奈川県、山梨県
 東海・・・岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 北関東・・・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県
 近畿・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

- 都市圏への人口集中等により、数次に亘る議員定数の改正が実施。
- その結果、中国及び四国ブロックでは、議員定数の削減が行われ、選出議員の比率も低下。

③中国・四国と中国・四国を除く38都道府県



備考：中国・・・鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国・・・徳島県、香川県、愛媛県、高知県